# 議題(1)規約・規程の改正(案)について

#### 1. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正(案)

## (1) 改正理由

本市役職変更に伴い、本規程を改正するものである。

### (2) 改正内容(参考資料①)

第3条に基づく別表中、「箕面市 地域創造部 副部長」を「箕面市 地域創造部 公共交通政策を担当する副部長」に改める。

なお、本規程改正は令和5年4月1日から施行する。

### (3)新旧対照表

旧	新
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
(路線バス網再編検討分科会)	(路線バス網再編検討分科会)
構 成 員	構 成 員
1~10 略	1~10 略
11 箕面市 地域創造部 副部長	11 箕面市 地域創造部 公共交通政策を
1 2~1 5 略	担当する副部長
	1 2 ~ 1 5 略
(オレンジゆずるバス検討分科会)     (専門部会)     構成 員     1~7 略     8 箕面市 地域創造部 副部長	(専門部会)   構成員   1~7 略   8 <u>箕面市 地域創造部 公共交通政策を</u>
(市民部会) 略	世当する副部長 (市民部会) 略

### 2. 箕面市地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正(案)

### (1) 改正理由

本市役職変更及び担当する事務の整理に伴い、本規程を改正するものである。

# (2) 改正内容(参考資料②)

第3条中、「箕面市地域創造部交通政策室長」を「箕面市地域創造部公共 交通政策を担当する副部長」に改める。

なお、本規程改正は令和5年4月1日から施行する。

#### (3)新旧対照表

IΒ	新
(事務局長等)	(事務局長等)
第3条 事務局長は、 <u>箕面市地域創造</u>	第3条 事務局長は、 <u>箕面市地域創造</u>
<u>部交通政策室長</u> をもって充てる。	部公共交通政策を担当する副部長を
	もって充てる。